

「君が代」修正処分裁判 東京高裁で勝利判決が

人権委員会 岸田静枝（清瀬聖母教会）

『職務命令に従わなかったのは、個人の信仰及び歴史観・世界観のためであることを十分考慮すべき』
(7月19日の東京高裁判決より)

私は、2010年3月25日の教員生活最後の卒業式で、「君が代」ピアノ伴奏の職務命令に従わなかったと都教委から停職一か月処分を受け、都人事委員会に不服申し立てをしましたが、3年もかかって減給一か月処分に「修正」という前代未聞の裁決が出されました。裁判では、都人事委員会と都教委を相手に、処分の取り消しと、職務命令が憲法第19条、第26条、そして特に第20条に違反していることを主張してきました。昨年2015年10月8日に東京地裁判決、そして今年7月19日に東京高裁判決が出ました。

東京地裁も東京高裁も、処分の取り消し、職務命令は合憲、そして国家賠償は認めずと、結論は同じ判決でしたが、東京高裁の方は、都人事委員会裁決も都教委の処分も、『考慮すべき事項を十分に考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮した点があり』『一般の非違行為と同列に論じる点で相当ではない』と、踏み込んだ判断でした。

つまり、『原告が本件職務命令に従わなかったのは、卒業式の円滑な進行を妨げ積極的な害意や悪意があったわけではなく、たとえ不利益な処分がされるとしても、内面のみならず外部的行為においても個人の信仰及び歴史観・世界観に忠実であるべきであるとの考えによるものであると認められる』ことは、十分考慮しなくてはならないと、繰り返し指摘しています。

反対に、『卒業式の進行に具体的な支障も混乱も何ら生じなかった』のに、不伴奏を非違行為だと処分しているのは、考慮すべ

きでない事項なのに考慮した点で違法だ、と言明しています。

憲法第20条「信教の自由」侵害が認められなかったのは無念でしたが、『内心における信教の自由は憲法19条の思想及び良心の自由の宗教的側面であり』と加えられている点が新しい判例であると、弁護士さんはおっしゃっていました。

東京地裁の時には、奈良基督教会の井田泉司祭に意見書を書いていただきました。井田泉司祭は、キリスト教信徒にとって音楽とは何か、演奏とは何かを、ご自分の実践やキリスト教に関連する事実即して意見を述べてくださいました。

東京高裁になってからは、元・神戸女学院大学及び神戸松陰女子学院大学の佐治孝典先生に意見書をお願いしましたが、ご高齢とのことで、執筆の代わりにご著書を何冊も送っていただきました。どのご著書にも、大日本帝国下における信教の自由の実態、敗戦後キリスト教会が天皇制と国家に対してどのように向き合ってきたか、そして「君が代」問題についても深く考察されていましたので、私は自分の陳述書に多くの部分を引用させていただきました。

この「君が代」修正処分裁判で獲得できたものは、ほんの僅かですが、これまでの「君が代」処分裁判から受け継ぎ、これからの裁判につなげることでできた小さな前進でもあります。さっそく、大阪高裁で係争中のクリスチャン教員から、「すぐに判決文を送ってください」との連絡が入りました。